

体育会規約

立命館大学体育会は、立命館大学の学生を代表するスポーツ団体であり、加盟団体の協調を基に体育会全体の和を希求しつつ、全学友と共に広く一般市民に支持されるスポーツ活動ならびにその振興を行う。体育会は、学内さらには地域において、スポーツ活動の高度化と大衆化を目指し、スポーツ活動の社会的還元と真のアマチュアリズムとしての学生スポーツを追求する。

第1章 目的及び総則

第1条 《目的》本会は立命館大学創立の精神と体育会創立の理念に基づきスポーツを通じて心身を練磨し人格の形成に努めると共に、本学の体育振興に寄与する事を目的とする。

第2条 本会は立命館大学学友会体育会（以下、本会とする）と称し、本部を立命館大学内に置く。

第3条 本会は、立命館大学の各運動団体のうち、本会加盟の運動団体（以下、加盟団体とする）構成員を会員とする。会員は立命館大学の学生に限る。

第4条 本会は、立命館大学学友会会則、及び立命館大学学生団体処分規程を履行遵守する。

第5条 本会は本会加盟団体を代表する。

第6条 加盟団体および会員は全て平等の権利義務を有する。

第7条 加盟団体及び会員は、本規約ならびに決議に服さなければならず、いかなる留保も認められない。

第8条 本会は次の事業を行う。

1. 立命館大学の体育振興に関すること。
2. 会員の親睦を計ること。

3. その他、目的達成に必要なこと。

第9条 本会に次の機関を置く。

1. 体育会総会（以下、総会とする）
2. 体育会本部

第2章 加盟団体

第10条 加盟団体には以下の形式がある。

1. 運動部
2. 同好会

第11条 《同好会》 学友会登録団体が同好会の昇格を申し入れた場合、本部は次の基準で審査を行う。

1. 活動がスポーツ分野に属すること。
2. 既存加盟団体と同種目かつ同性の団体でないこと。
3. 3年以上継続して活動を行っていること。
4. 学生連盟に加盟する意思があること。但し登録団体から昇格後1年以内に学生連盟に加盟することを義務付ける。
5. 立命館大学の学生により構成されていること。
6. 本規約を認めること。

第12条 《同好会への昇格》本部による審査において認められた登録団体の昇格の可否については、立命館大学学生部長の推薦を受けた上で、総会において、第24条に基づき議決する。

第13条 《義務》登録団体から昇格した同好会は総会の常会で詳細な活動報告をしなければならない。

第14条 《運動部》同好会が運動部への昇格を申し入れた場合、本部は次の基準で審査を行う。

1. 同好会として5年以上継続して活動を行っていること。但し活動基準などが満たされたと判断されるに足りる場合はその限りではない。その判断は総会に委ねる。
2. 学生連盟に加盟していること。但し、1つの学生連盟に本会の複数の団体が加入することはできない。
3. 独立した国内競技連盟が存在すること。
4. 本規約を認め、第1条の目的達成のための活動を行うこと。

第15条 《運動部への昇格》 本部の審査において認められた同好会の昇格の可否については、立命館大学学生部長の推薦を受けた上で、総会において、第24条に基づき議決する。

第16条 《義務》同好会から昇格した運動部は総会の常会で詳細な活動報告をしなければならない。

第3章 体育会本部

第17条 《目的》 体育会本部(以下、本部とする)は本会の目的に基づき、本会に共通の利益をもたらす為に必要とされる活動を行う。

第18条 《構成》 本部は、規約の定めるところにより、その長たる委員長及びその他の本部役員でこれを組織する。

第19条 本会の運営に関わる執行権は、委員長の指揮の下、本部が有する。

第20条 《事業》

1. 総会の決議事項の処理執行。
2. 本会に関わる予算案を作成し学友会中央委員会に提出、並びに前期総会において加盟団体へ報告すること。その他、本会運営上の会計監督。

3. 加盟団体の活動に関わる決算の監査、及び学友会上部組織に対する当該団体予算の執行要請。
4. 総会における年度規定の提案。
5. その他、本会全般に関する事業の執行。
6. 総会における本部の業務実績の報告。

第21条 《部署》以下の部署を設置する。

1. 会計部
2. 企画部
3. 総務部

第22条 《本部役員の職務及び身分》本部役員は、総会決議及び学友会会則に則り、本会の目的達成の為に委員長・副委員長を補佐する事を職務とする。

1. 本部役員は、公平中立な立場から職務を遂行し、学友会に置かれる機関、及び委員長・副委員長以外の、いかなる団体、人物からの圧力や干渉を受けない。
2. 本部役員といえども、他の会員同様に加盟団体の活動へ精力的に取り組まなければならない。

第23条 《各部署》委員長は、本部の事業および第27条に定める職務遂行の為に、次の各部署長等の任命を行う。

1. 会計部長（1名）
2. 企画部長（1名）
3. 総務部長（1名）
4. その他、必要な役員もしくは次長

第4章 体育会総会

第24条 総会は本会の最高決定機関である。

1. 但し、立命館大学学友会会則の趣旨内容に反する意思決定は認められず、必要に応じて学友会中央委員会の指示見解に服する。

第25条 総会は加盟団体の代議員および本部役員により構成される。

1. 但し、やむを得ない事情の為に代議員に欠員の生じる加盟団体は、事前に委任状を本部へ提出することにより、自団体から総会へ代理の者を選出する事を認める。

第26条 《事業》総会は次の事業を行う。

1. 委員長によって指名された総会議長の承認。
2. 委員長、副委員長、本部役員の承認および補選。
3. 年度予算の承認。
4. 新規加盟運動団体および脱退部の決定。
5. 本会の解散および宣言、規約の決定、改廃。
6. 本部が学友会組織、立命館大学及び、他大学体育会組織と取り結ぶ諸協力関係の承認。
7. 年度規定の承認。
8. その他重要事項の審議・議決・報告。

第27条 《常会》総会の常会は、前期、後期の毎年2回これを招集する。

第28条 《臨時会》総会の臨時会は、以下のどちらかの条件を満たす場合に、委員長によって招集される。

1. 委員長が必要と判断した場合
2. 加盟団体の2分の1以上の要請があった場合

第29条 《開催手続》総会の開催に当たっては、委員長は招集日の1週間前迄に日時、場所を加盟団体の代議員に対して告知しなければならない。但し、止むを得ない場合にはこの限りではない。

第30条 《成立条件》総会は全て委員長が招集し、本会の総加盟団体数の3分の2以上の出席をもって成立する。

1. 加盟団体が総会を欠席する場合には、事前に総会決議を履行する旨の正式の合意を示した趣意書を本部へ提出しなければならない。

第31条 《表決手続》

1. 総会の出席団体は、1団体につき1票の投票権を有し、その投票は代議員が行うものとする。

2. 棄権する場合は、投票用紙を無記入で提出しなければならない。

3. 投票用紙から、投票者の賛否及び棄権の判断ができない場合、並びに投票用紙の形式にそった投票がなされていない場合は、その投票は無効となり投票総数には含まれない。

4. 投票総数が出席団体の2分の1以下だった場合、その議決は行われぬ。

5. 3通常議決は有効投票数の2分の1の多数決による。賛否同数の場合は議長がこれを決議する。

6. 開票時の監査役は、代議員の中から立候補により選出される。

第32条 《重要問題に関する議決》

重要問題に関する総会の決定は、出席し且つ投票する加盟団体の3分の2の特別多数によって行われる。重要問題は、委員長の信任又は解任、新加盟団体の承認、団体の昇格又は降格、加盟団体としての権利及び特権の停止、加盟団体の除名、本会の解散、改組、規約の改廃、予算問題及び委員長が重要問題と認めたものである。

第5章 役員

第33条 《構成》本会に次の役員を置く。

1. 委員長（1名）

2. 副委員長（1名ないし2名）

3. 本部役員（若干名）

4. 代議員（加盟団体それぞれ3名）

第34条 《名誉会長》 名誉会長に立命館大学学長を推挙する。

第35条 《部長》 部長は1人1部制とし、運動部が助言と指導を得るため本学専任教員に依頼することができる。

第36条 《委員長》 本部役員の中から指名し総会の議決で、これを任命する。

1. 委員長は毎年後期総会において指名され、任期は翌年の後期総会までの1期1年間とする。なお、再選はこれを妨げられない。

2. 委員長は本会を代表し、本会業務を統括する。

3. 委員長は本部を指揮し、予算の編成・執行の他、本会に関わる業務を執り行う権利義務を有する。

4. 委員長は総会議長の指名を行う。

5. 委員長は総会において本部の運営必要な本部役員を任命することができる。

6. 委員長は本部役員の中から第29条で規定される本部各部署の幹部を指名する。委員長は任意に当該幹部を罷免することが出来る。また、通常の任期は任命を行った委員長の在任期間中のみとする。

7. 委員長は本会を代表し、学友会中央委員会及び立命館大学に対して本会活動の報告を行い、諮問を受ける。

8. 委員長は本会利益の基盤である学友会組織の発展の為、必要な学友会の活動に相当と認める本部役員を参画させることができる。

9. 委員長は次期委員長の指名を行う。

第37条 《副委員長》 副委員長は委員長を補佐し、万一、委員長に事故のある場合はその職務と任期を代理執行する。

第38条 《本部役員》 本部役員は、基本的に運動部の部員から構成される。但し、同好会員も本部役員へ加入する権利を有する。

1. 同好会を除く加盟団体は、原則として常時少なくとも1名の部員を本部役員として選出し、本部の業務に従事させなければならない。
2. 本部役員の任期は4回生時の後期総会までとする。特段の事情により本部役員を選出することが困難な加盟団体は、委員長へ事情説明をしなければならない。
3. 本部役員の選出に際して、加盟団体と委員長は、役員1名ごとに文書による誓約を取り結び、本部役員の職務従事に対して共同の監督義務を負う。
4. 本部役員が継続して職務放棄を行う場合には、本会の運営に関わる共通の利益を害するものと認定し、委員長は当該本部役員の所属する加盟団体に対して注意勧告を行う。当該団体は勧告後、当該本部役員を職務に戻らせるか、又は代替の者を自団体から新たに選任する義務を負う。また当該団体に対して団体一般予算の執行停止、予算減額を命ずる事をも可能とする。
5. 第4項の規定により臨時に本部役員の業務に選任されたものは、次回の総会において正式に承認を取る。

第39条 《代議員》加盟団体は、総会において主将・主務・会計から成る代議員を有するものとする。

第6章 補助機関

第40条 本会に次の補助機関を置く。

1. 主将会
2. 主務会
3. 会計連絡会

第41条 《主将会》主将会は加盟団体の主将により構成される。活動の詳細は年度規定による。

第42条 《主務会》主務会は加盟団体の主務により構成される。活動の詳細は年度規定による。

1. 必要に応じ立命館大学職員並びに本会外部の人物の出席を認める。但し、いかなる決定権も付与されない。

第43条 《会計連絡会》 会計連絡会は加盟団体の会計、及び本部会計部長により構成され、本部会計部長1名の発議により開催される。活動の詳細は年度規定による。

第44条 立命スポーツ編集局（以下、編集局とする）は本会の情報宣伝機関で、本部企画部における広報担当として、次の活動を行う。

1. 本会の機関紙および「立命スポーツ」新聞の刊行。
2. 本会の行事に参加しての取材。
3. その他、年度規定に定められた活動。

第45条 《編集局員の身分》 編集局員は体育会員とし、本部役員として活動する。

第46条 編集局に次の編集局員を置く。

1. 編集局長（1名）（当該年度本部役員より1名選出する）
2. 編集長（1名）
3. 副編集長（1名ないし2名）
4. 会計（1名）
5. 一般局員

第7章 会計

第47条 《基本原則》 本会の会計に関することは、立命館大学学友会の定めと、別に定めた予算査定要綱（年度規定）による。

第48条 《特別会計》 本会特別会計制度（年度規定）を設ける。その基準、会費等必要な事項においては総会にて決定することとする。

第49条 《本会の予算権》

運動部及び本部は、立命館大学学友会の定め範囲において、学友会中央委員会の決定により自団体に認められた一般予算を活動上の歳出に充てる権利を有する。

第8章 表彰

第50条 本会の発展のため特に顕著な貢献をした者はこれを表彰する。

第9章 懲戒

第51条 累積加点制度

1. 本制度は、本会の加盟団体に対する懲戒執行の基準を定めるものである。加点が発生する基準は以下の通りである。原則として、1項目を満たす毎に1点が加点される。

- (1) 主務会や会計連絡会での無断欠席
- (2) 提出物の無断遅延
- (3) 本部に対して返信が必要なメールの再三にわたる無視
- (4) 選出された本部役員の職務怠慢
- (5) その他、委員長が体育会活動の円滑な運営を妨げる行為であると判断した場合

2. 本制度によって累積した加点数に応じて、以下の通りに懲戒を規定する。

1. 加点合計が 1点に到達した場合
 - 体育会本部による注意
2. 加点合計が 3点に到達した場合
 - 体育会本部総務部長による嚴重注意
 - 改善が見られない場合は、本部によるヒアリング
3. 加点合計が 5点に到達した場合
 - 本部によるヒアリング
 - 報告書の提出

累積した加点数に基づいて学友会費の減額、或いは執行停止を決定する。

3. 不祥事など体育会の組織を大きく揺るがすような行為に対しては、本部の判断により複数の加点が発生する場合がある。

第52条 加盟団体および会員が第5354条に該当する行為を行った場合は、学生部長へ報告した上で、立命館大学学生団体処分規程に則り当該団体は懲戒を受ける。

1. 総会から特別の処分要請のある場合には、立命館大学学生団体処分規程および立命館大学学生懲戒規定に定められる懲戒内容と重複しない内容範囲において、第 5455 条に定める懲戒または警告、厳重注意を総会で採択することがある。

第53条

1. 会計処理上の不正
2. ハラスメント行為
3. 悪質な交通マナー
4. 加盟団体としての活動の放棄
5. その他、本会の健全な運営を揺るがす行為や、本会の名誉を棄損したと客観的に判断される場合

第54条 懲戒内容

1. 活動自粛
2. 第 52 条において定める累積加点に関わらず、当該年度予算の一部、または全額停止

第10章 年度規定

第55条 年度規定は本会の事業を円滑に遂行するために設ける。

第56条 次の事項に関しては、本規約とは別に本部の提案により年度規定に定め、総会において年度毎に継続もしくは改定する。

1. 総会の開催について
2. 主将会の開催について
3. 主務会の開催について
4. 会計連絡会の開催について
5. 運動部の予算査定要綱

6. 立命スポーツ編集局活動規定
7. 同好会活動規定
8. 本部役員募集の規定
9. 特別会計規定
10. 昇格・降格審査規定
11. 体育会登録団体設置に関する規程
12. その他、本規約の運営上必要な事項

第11章 加盟団体

第57条 加盟団体については巻末の別紙に記載する。また変動があった場合には随時更新する。

第12章

第13章 雑則

第58条 本会の解散、改組、および規約の改廃は総会において体育会総部数の3分の2以上の同意を必要とする。但し、加盟団体の議決権は1団体につき1つとする。

第59条 本規約に定めていない事項については立命館大学学友会会則による。

付則

1. この規約は昭和32年11月15日より施行する。
2. 改正昭和52年9月30日
3. 改正昭和59年9月29日
4. 改正平成元年9月17日
5. 改正平成5年12月14日

6. 改正平成 11 年 7 月 31 日
7. 改正平成 15 年 8 月 31 日 (パートの再編に伴い)
8. 改正平成 16 年 4 月 1 日 (本部役員・立命スポーツ編集局員変更に伴い)
9. 改正平成 17 年 4 月 1 日 (クラブ拠点の移転に伴い)
10. 改正平成 18 年 2 月 21 日 (本会組織機構の改変に伴い)
11. 改正平成 28 年 2 月 14 日 (OIC 開設と組織機構の改変に伴い)
12. 改正平成 30 年 2 月 10 日 (懲戒規定の大幅変更、及び組織機構の改変に伴い)

加盟団体一覧

<運動部>

合気道部、アイスホッケー部、アーチェリー部、アメリカンフットボール部、カヌー部、弓道部、剣道部、航空部、硬式庭球部、硬式野球部、古武道部
ゴルフ部、サッカー部、山岳部、自転車競技部、自動車部、射撃部、柔道部
重量挙げ部、少林寺拳法部、水泳部、スキー部、スケート部、相撲部、
男子ソフトボール部、女子ソフトボール部、体操部、卓球部、ソフトテニス部、
準硬式野球部、日本拳法部、馬術部、男子バスケットボール部、
女子バスケットボール部、バドミントン部、バレーボール部、ハンドボール部、
フェンシング部、ボクシング部、ボート部、ラグビー部、男子陸上競技部、
ホッケー部、ヨット部、女子陸上競技部、軟式野球部、ラクロス部、
レスリング部、空手道部 (新生)、トライアスロン部

<同好会>

居合道同好会、ワンダーフォーゲル同好会、サイクリング同好会、ウインドサーフィ
ン同好会、フットサル同好会